

事業計画

◎ 基本方針

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、地域に暮らす高齢者や障がい者、生活困窮者への支援や災害時要援護者への対応、子どもの貧困問題など地域における生活課題が複雑化・多様化・深刻化している。さらに、世界情勢の不安定化や円高による物価高騰により市民生活は厳しさを増し、経済的に困窮する方が増えるとともに、社会的孤立も課題となっている。

さらに、近年では、自然災害が多発し、その激甚化が大きな問題となっており、当協議会としても災害支援体制の充実が求められている。

こうした状況の中、国ではすべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けることができる「地域共生社会」の実現を目指し、複合的な課題を抱える世帯への支援にあたるため、地域住民の参画と協働により、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援制度、重層的支援体制整備事業などの取組を進めている。

これらの背景を受け止めつつ、当協議会では、社会福祉協議会の使命である住民主体の地域福祉の推進に向け、関係団体とのネットワークを活かして、公的制度だけでは解決できない様々な地域福祉課題や地域住民のニーズを的確に把握し、地域を支える福祉人材の不足、災害時の対応などの諸課題に、着実に取り組んでいく必要がある。

さらに、共同募金などの民間財源の活用や既存事業における課題を明確化し、事業内容の見直し、改善を通じた独自事業の取組などにより、「人から人へ心つながる共生都市くまがや ～一人ひとりがいきいきと安心して暮らせる福祉のまち～」を目指して、地域福祉活動の推進団体として、社会の動向を捉えた柔軟かつ効率的な事業展開ができるよう、積極的な広報啓発活動を行いながら、より一層の公益性・公共性のもてる社会福祉協議会の運営に努めなければならない。

また、社会情勢が変化する中、当協議会が担う役割も多様化しているため、新たに取り組むべき課題やニーズを的確に捉え、行政をはじめ、地区社協、自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、社会福祉施設等の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向け、次に掲げる基本目標のもと、地域福祉の推進と市民の福祉向上に取り組んでいく。

基本目標

次に掲げる4つを基本目標とし、「第4次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」に基づいた地域福祉を推進していく。

- 1 市民参加によって地域福祉を推進します。
- 2 地域ネットワークを育て支え合いの仕組みを構築します。
- 3 福祉サービスの適切な利用を推進します。
- 4 誰もが安全で安心できる生活環境を実現します。

◎ 事業計画

1 会務の運営

- (1) 理事会・評議員会等を通じて法人の適正な運営に努める。
- (2) 地区社協組織及び活動体制の整備を図る。
- (3) 会員制度の充実、会員の増強を図り、自主財源の確保に努める。
- (4) 第4次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画に基づいて事業を展開する。

2 福祉事業の推進

(1) 高齢者福祉関係

- ① 介護保険法における居宅介護支援事業、訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスを提供
- ② 単身高齢者等への見守り活動である地域ネットワーク友愛事業（訪問、電話、通信、）の実施
- ③ 単身、または日中独居の高齢者等を対象とするふれあい弁当サービス事業の実施
- ④ シニアおたすけサービス事業の実施

(2) 児童福祉関係

- ① 社会福祉への理解と関心を高めるため、小・中・高校等を社会福祉協力校として指定
- ② 福祉体験教室の支援（心のバリアフリー教室の開催等）
- ③ ふれあい里親事業の実施（夏期及び正月）
- ④ 敬老ポスターコンクール事業の実施
- ⑤ 子育て応援相談事業の実施

(3) 障害（児）者福祉関係

- ① 障害者総合支援法によるヘルパーの派遣
- ② 障害（児）者団体活動への支援
- ③ 視覚障害者のための音訳事業の実施
- ④ 手話通訳派遣事業の実施

(4) 在宅福祉関係

- ① 高齢者・障害（児）者への支援のため、紙おむつ給付事業の実施
- ② 高齢者・障害者、父子・母子家庭等の福祉を増進するため、くまがや在宅福祉家事援助サービス事業の実施
- ③ 歩行困難な高齢者や障害者の福祉の増進のため、福祉車両の貸出し事業の実施
- ④ 車いすの貸出し

(5) 生活福祉関係

- ① 熊谷市福祉資金の貸付け事業の実施
- ② 埼玉県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付事業の窓口業務
- ③ 埼玉県日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の実施
- ④ 熊谷市善意銀行の運営
- ⑤ 帰郷旅費の支給
- ⑥ 彩の国あんしんセーフティネット事業の実施
- ⑦ フードパントリー事業の実施

(6) 地域福祉事業

- ① ふれあいいいきサロン助成事業（高齢者・子育て）の実施
- ② 単身高齢者近隣見守り協力員支援事業の実施
- ③ 地域支えあい・見守り活動支援事業の実施
- ④ 地域福祉活動推進事業補助金の交付

(7) 共同募金関係

- ① 赤い羽根共同募金運動の啓発・推進
- ② 地域歳末たすけあい募金運動の啓発・推進

(8) 歳末福祉関係

- ① 地域歳末たすけあい慰問金交付事業の実施
- ② こども食堂歳末たすけあい助成事業の実施
- ③ ふれあいいいききサロン歳末特別行事助成事業

(9) その他

- ① 思い出のランドセルギフト事業の実施
- ② 不要入れ歯のリサイクル事業の実施
- ③ ペットキャップの回収事業の実施

3 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティア活動拠点として、ボランティアセンター機能の充実
- (2) ボランティアの育成及び活動推進を図るため、ボランティア養成講座等を開催
- (3) 彩の国ボランティア体験プログラムの実施
- (4) ボランティアに対する理解と啓発を図るため、ボランティア情報を発信
- (5) ボランティア連絡会及びボランティアグループに対する支援
- (6) 災害ボランティアの育成と災害時における災害ボランティアセンターの運営

4 公益事業

- (1) 地域支援事業（生活支援コーディネーター設置業務）の実施
（大里広域市町村圏組合からの受託事業）
- (2) 成年後見制度に関する事業
熊谷市成年後見センターを運営し、次の業務を行うとともに、国の成年後見制度利用促進基本計画に定める中核機関（受任者調整機能を除く。）を担う。
 - ① 成年後見事業（相談業務、普及・啓発、市民後見人の養成）の実施
 - ② 法人後見業務の実施

5 収益事業

葬斎施設の利用者への利便を図るため、葬斎施設メモリアル彩雲内での売店運営

6 市からの指定管理事業・受託事業

(1) 指定管理事業

- ① 熊谷市立コミュニティセンターの管理運営
- ② 老人福祉センター（上之荘・ひかわ荘・江南荘）の管理運営

(2) 受託事業

- ① 熊谷ふれあい広場事業の実施
- ② 手話通訳派遣事業の実施
- ③ 移動支援事業の実施
- ④ ファミリー・サポート・センター事業の実施
- ⑤ 成年後見事業（相談事業、普及・啓発、市民後見人の養成）の実施
- ⑥ 老人福祉センター別府荘の管理運営

7 埼玉県社会福祉協議会からの受託事業

- ① 埼玉県日常生活自立支援事業の実施
- ② 生活福祉資金貸付事業の窓口業務

8 埼玉県（県民生活部 防犯・交通安全課）からの受託事業

埼玉県犯罪被害者等のための生活支援事業

9 広報等の充実

- (1) 「社協だより」を発行し、社会福祉事業及び社協活動への理解と協力を求め、啓発に努める。
- (2) ホームページの充実を図り、迅速な情報提供に努める。
- (3) 地域福祉ニーズの把握に努める。
- (4) パンフレットを活用し、社協の役割や事業についての啓発を行う。
- (5) SNSを活用した情報発信に努める。

10 関係機関、団体等の連絡調整

- (1) 行政等との連絡調整を図り、事業の推進に努める。
- (2) 埼玉県社会福祉協議会との連絡調整を図る。
- (3) 自治会連合会や民生委員児童委員協議会との連絡調整を図り、地域福祉の充実に努める。

- (4) ボランティア連絡会及びボランティアグループとの連絡調整を図り、事業の推進に努める。
- (5) 日本赤十字社埼玉県支部熊谷市地区の事務局を担うとともに、熊谷市赤十字奉仕団との連絡調整を図り、被災者支援に努める。